

一般社団法人 宮崎医科大学・宮崎大学医学部医学科同窓会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮崎医科大学・宮崎大学医学部医学科同窓会と称する。

2 当法人の通称を篠懸会とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、会員相互の親睦を図るとともに母校の発展に協力し、併せて医学界の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会誌の発行
- (2) 会員名簿の発行
- (3) 教育振興として在学生の実習活動、学生活動に関する助成事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要と認めた事業

第3章 会 員

(会員の構成員)

第5条 当法人の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 宮崎医科大学の卒業生及び宮崎大学医学部医学科の卒業生及び在学生
- (2) 特 別 会 員 宮崎医科大学の旧教授及び宮崎大学医学部医学科の教授及び旧教授
- (3) 賛 助 会 員 当法人の目的に賛同する正会員の家族及び個人、企業、法人等

2 当法人に、第4章の規定に基づき、正会員の中から選出された代議員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(正会員の資格取得)

第6条 正会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(名誉会員)

第7条 当該法人に名誉会員を置くことができる。

2 会員のうち顕著な功績のあった者に対して、代議員会の決議により名誉会員の称号を贈る。ただし、それに伴う金銭の贈呈は行わない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、代議員会において定める会費等規則に基づき会費を支払う義務を負う。

(会員の権利)

第9条 正会員は、第4章に定める代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有するほか、一般法人法に規定された次に掲げる権利を代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(会員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)
- (4) 一般法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使の記録の閲覧等)
- (5) 一般法人法第57条第4項の権利(代議員会議事録の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約書の閲覧等)

(退会)

第10条 会員は、次の事由によって退会する。

- (1) 会員本人の退会の申し出
- (2) 会員資格の喪失

2 会員が退会しようとする時は、理由を付けて会長に退会届を文書により提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議により除名することができる。

- (1) 法人の名誉を毀損し、又はこの定款その他の規則に違反したとき
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会員を除名しようとする時は、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会員の除名決議が成立したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 代議員会において議決されたとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告がなされたとき
- (3) 当法人が解散したとき

第4章 代議員

(代議員)

第13条 代議員は、正会員の中から選出する。

2 代議員は、前3条に掲げる事由により退会した場合は、一般法人法上の社員として地位を喪失する。

(代議員の選出)

第14条 代議員は、最大で65人を、正会員の選挙により選出する。代議員の定数及び選挙の実施に必要な細則等は理事会において定める。

2 卒業生の代議員は、各卒業年度の卒業生の中から、卒業生が選出する。

3 在学生の代議員は、在学生が参加するそれぞれの団体の代表者及びその経験者の中から、在学生

が選出する。

- 4 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(任期)

第15条 卒業生の代議員の任期は、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員会の終結の時までとし、在学生の代議員の任期は、1年(4月から翌年3月31日)とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 代議員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 前項の規定に係らず、代議員が代議員会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は理事若しくは監事の解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条又は第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事及び監事(以下「役員」という。)の選出及び解任(一般法人法第63条及び第70条)並びに定款の変更(一般法人法第146条)について議決権を有しないこととする。

(補欠代議員の予選)

第16条 代議員が欠けた場合は代議員の員数を欠くことになるときに備えて、あらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 2 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠代議員を選出するときは、当該補欠代議員相互間の優先順位
- 3 第1項の補欠代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員会の終結の時までとする。

第5章 代議員会

(構成)

第17条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員会をもって、一般法人法の社員総会とする。

(権限)

第18条 代議員会は、次の事項について審議、議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選出及び解任
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 事業計画の決定及び予算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他代議員会で決議するものとして法律又は定款で定められた事項

(開催)

第19条 代議員会は、定時代議員会と臨時代議員会の2種とする。

- 2 定時代議員会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、臨時代議員会は必要がある場合に開催する。
- 3 定時代議員会及び臨時代議員会は代議員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第20条 代議員会は、法律に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれを招集する。

- 2 次に掲げる場合には、会長は臨時代議員会を招集しなければならない。
 - (1) 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員が必要と認めたとき
 - (2) 理事会が招集を議決したとき
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に代議員会を招集しなければならない。
- 4 代議員会を招集するときは、総代議員に対して、書面又は電磁的方法で招集通知を発するものとする。

(議長)

第21条 代議員会の議長は、会長がこれに当たる。会長欠席の場合は、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第22条 代議員会における議決権は、1代議員につき1個とする。

(決議の方法)

第23条 代議員会の決議は、法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該代議員の議決権の過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。
 - (1) 代議員及び会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法律で定められた事項
- 3 理事又は監事を選出する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第24条 代議員は、他の代議員若しくは議長を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、代議員会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(書面等による議決権の行使)

第25条 代議員会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録により議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により書面又は電磁的記録によって行使した議決権の数は、出席した代議員会の議決権数に算入する。

(代議員会の決議の省略)

第26条 理事又は代議員が代議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 代議員会の議事については、法律で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び代議員会において選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第28条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内 (代議員から選出)
- (2) 監事 3人以下 (代議員から選出)
- 2 理事のうち1人を会長とし、2人又は3人を副会長とし、6人以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別な関係があるものを含む。)である理事の数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法律及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法律及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会の定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務執行を監査し、法律で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 代議員会及び理事会に出席し、必要ある時は意見を述べることができる。

(役員の任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選出されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第34条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。
理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定と解職
- (4) 代議員会における報告及び議事の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(開催)

第37条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回、定期に開催する。
- 3 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれを招集する。

- 2 臨時理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠席の場合は、副会長がこれに当たる。

(決議の方法)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事の全員が議案について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法律で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し理事会の決議を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、代議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員、代議員、役員の名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 本定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、代議員会の決議その他法律で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告方法)

第49条 当法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第50条 当法人に、事務局を置く。

2 事務局には事務職員を置き、会計及び会務を補佐する。

- 3 事務職員は、理事会の承認を得て、会長が任命する。
- 4 事務職員は有給とする。

第12章 補 則

- 第51条 本定款に定めるものの他、当法人の運営に関する事項は、理事会の決議により会長が別に定める。
- 2 本定款を運用するために、代議員の権限に属せしめられたこと以外の規則は、理事会の決議により会長が定めることができる。

附 則

- 1 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法律の定めるところによる。
- 2 当法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 3 当法人の設立時社員(代議員)は、次のとおりとする。

設立時社員(代議員) 小島 章弘

設立時社員(代議員) 波種 年彦

設立時社員(代議員) 宮本 耕次

設立時社員(代議員) 柳田 俊彦

設立時社員(代議員) 國枝 良行

設立時社員(代議員) 船橋 英樹

- 4 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 小島 章弘

設立時理事 波種 年彦

設立時理事 柳田 俊彦

設立時理事 船橋 英樹

設立時代表理事(会長) 小島 章弘

設立時監事 宮本 耕次

設立時監事 國枝 良行

- 5 当法人の設立により、宮崎医科大学・宮崎大学医学部医学科同窓会の会員は、本則第6条の規定に係わらず本則第5条第1項の別に従い、当法人の設立の日から当法人の会員となる。